

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定に基づき届出を行なった特定小売供給約款（2019年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）、附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）、附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）および附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率ならびに附則10（料金についての特別措置〔口座振替初回引落とし割引〕）に定める初回引落とし割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表1（燃料費調整）、附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）、附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）および附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	89.76	8.16
10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	139.92	12.72
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	240.24	21.84
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	340.56	30.96
60ワットをこえ100ワットまで の1灯につき	541.20	49.20
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	541.20	49.20
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器 につき	234.30	21.30
50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの1機器につ き	387.20	35.20
100ボルトアンペアをこえる1 機器につき100ボルトアンペア までごとに	387.20	35.20
従量電灯A 最低料金 1 契約につき最初の8キロワッ ト時まで	258.50	23.50
電力量料金 上記をこえる1キロワット時に つき	21.07	1.92

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	286.00	26.00
契約電流15アンペア	429.00	39.00
契約電流20アンペア	572.00	52.00
契約電流30アンペア	858.00	78.00
契約電流40アンペア	1,144.00	104.00
契約電流50アンペア	1,430.00	130.00
契約電流60アンペア	1,716.00	156.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	21.07	1.92
120キロワット時をこえ300キロ ワット時までの1キロワット時 につき	25.54	2.32
300キロワット時をこえる1キ ロワット時につき	28.49	2.59
最低月額料金		
1契約につき	258.50	23.50
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペア につき	286.00	26.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	21.07	1.92
120キロワット時をこえ300キロ ワット時までの1キロワット時 につき	25.54	2.32
300キロワット時をこえる1キ ロワット時につき	28.49	2.59

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.12	0.74
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	16.24	1.48
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	16.24	1.48
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	162.36	14.76
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	162.36	14.76
1キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	313.50	28.50
電力量料金		
1キロワット時につき	31.34	2.85
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	313.50	28.50
電力量料金		
1キロワット時につき	31.34	2.85

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	49.50	4.50
電灯料金		
10ワットまでの 1 灯につき	83.71	7.61
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	131.12	11.92
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	225.94	20.54
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	320.76	29.16
60ワットをこえ100ワットまで の 1 灯につき	510.40	46.40
100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	510.40	46.40
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	215.60	19.60
50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの 1 機器につ き	357.50	32.50
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペア までごとに	357.50	32.50

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	258.50	23.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	20.03	1.82
最低月額料金		
1 契約につき	240.90	21.90
低圧電力		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	1,144.00	104.00
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	17.04	1.55
その他季料金	15.49	1.41
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	238.70	21.70
農事用電力 A		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	550.00	50.00
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	12.20	1.11
その他季料金	11.09	1.01
農事用電力 B		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワットにつき		
最初の30日まで	6,633.00	603.00
30日をこえる 1 日につき	221.10	20.10

(2) 59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長 1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中配電設備の場合 超過こう長 1メートルにつき	27,500.00	2,500.00

(3) 附則 4（定額電灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料 金 率 等	消費税等相当額
	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	104.50	9.50
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	147.40	13.40
(燃料費調整の基準単価)	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1.082	0.098
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1.624	0.148

(4) 附則 7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	240.90	21.90
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	20.03	1.82

(5) 附則 8 (農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,095.63	372.33
1キロワット	5,887.53	535.23
2キロワット	9,175.76	834.16
3キロワット	12,504.69	1,136.79
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1,942.93	176.63
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	25.42	2.31
1キロワット	38.95	3.54
2キロワット	84.39	7.67
3キロワット	130.82	11.89
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	50.83	4.62
(燃料費調整の基準単価)	円	円
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.384	0.035
1キロワット	0.767	0.070
2キロワット	1.535	0.140
3キロワット	2.301	0.209
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.767	0.070

(6) 附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
8時間供給の場合	176.00	16.00
10時間供給の場合	209.00	19.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
8時間供給の場合	13.52	1.23
10時間供給の場合	13.90	1.26

(7) 附則10（料金についての特別措置〔口座振替初回引落とし割引〕）に定める初回引落とし割引額

単 位	初回引落とし割引額	消費税等相当額
	円	円
1契約につき	55.00	5.00

(8) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1契約につき	54.00	4.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	88.13	6.53
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	137.38	10.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	235.87	17.47
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	334.37	24.77
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	531.36	39.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	531.36	39.36

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	230.04	17.04
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	380.16	28.16
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	380.16	28.16
従量電灯 A		
最低料金		
1契約につき最初の8キロワット時まで	253.80	18.80
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	20.68	1.53

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	280.80	20.80
契約電流15アンペア	421.20	31.20
契約電流20アンペア	561.60	41.60
契約電流30アンペア	842.40	62.40
契約電流40アンペア	1,123.20	83.20
契約電流50アンペア	1,404.00	104.00
契約電流60アンペア	1,684.80	124.80
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	20.68	1.53
120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につ き	25.08	1.86
300キロワット時をこえる1キロ ワット時につき	27.97	2.07
最低月額料金		
1契約につき	253.80	18.80
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアに つき	280.80	20.80
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	20.68	1.53
120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につ き	25.08	1.86
300キロワット時をこえる1キロ ワット時につき	27.97	2.07

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
臨時電灯 A	円	円
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.97	0.59
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	15.94	1.18
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボ ルトアンペアまでごとに	15.94	1.18
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	159.41	11.81
総容量が1キロボルトアンペアをこ え3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	159.41	11.81
臨時電灯 B		
基本料金 契約電流10アンペアにつき	307.80	22.80
電力量料金 1キロワット時につき	30.77	2.28
臨時電灯 C		
基本料金 契約容量1キロボルトアンペアに つき	307.80	22.80
電力量料金 1キロワット時につき	30.77	2.28
公衆街路灯 A		
需要家料金 1契約につき	48.60	3.60
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	82.19	6.09
10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	128.74	9.54
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	221.83	16.43

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	314.93	23.33
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	501.12	37.12
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	501.12	37.12
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	211.68	15.68
50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの1機器につき	351.00	26.00
100ボルトアンペアをこえる1機 器につき100ボルトアンペアまで ごとに	351.00	26.00
公衆街路灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアに つき	253.80	18.80
電力量料金		
1キロワット時につき	19.67	1.46
最低月額料金		
1契約につき	236.52	17.52
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,123.20	83.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	16.73	1.24
その他季料金	15.21	1.13
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	234.36	17.36

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
農事用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	540.00	40.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	11.98	0.89
その他季料金	10.89	0.81
農事用電力B		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワットにつき		
最初の30日まで	6,512.40	482.40
30日をこえる1日につき	217.08	16.08

(9) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)に定める料金率等

区分および単位	料 金 率 等	消費税等相当額
	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	102.60	7.60
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	144.72	10.72
(燃料費調整の基準単価)	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.063	0.079
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.594	0.118

(10) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(3)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最低料金		
1契約につき最初の8キロワット時まで	236.52	17.52
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	19.67	1.46

(11) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(4)に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,021.16	297.86
1キロワット	5,780.48	428.18
2キロワット	9,008.93	667.33
3キロワット	12,277.33	909.43
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1,907.60	141.30
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	24.96	1.85
1キロワット	38.24	2.83
2キロワット	82.86	6.14
3キロワット	128.44	9.51
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	49.91	3.70
(燃料費調整の基準単価)	円	円
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.377	0.028
1キロワット	0.753	0.056
2キロワット	1.507	0.112
3キロワット	2.259	0.167
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.753	0.056

(12) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(5)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
8時間供給の場合	172.80	12.80
10時間供給の場合	205.20	15.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
8時間供給の場合	13.27	0.98
10時間供給の場合	13.65	1.01

(13) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(6)に定める初回引落とし割引額

単 位	初回引落とし割引額	消費税等相当額
	円	円
1契約につき	54.00	4.00

(14) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(7)に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.889	0.066
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.779	0.132
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.558	0.264
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.335	0.395
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.893	0.659

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8.893	0.659
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.656	0.197
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.313	0.394
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.313	0.394
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.071	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.144	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.144	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.433	0.106
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.433	0.106
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.507	0.112
(ニ) 農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	2.712	0.201
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.229	0.017

(15) 別表1 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.905	0.082
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.812	0.165
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.623	0.329
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.434	0.494
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9.057	0.823
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	9.057	0.823
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.705	0.246
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.411	0.492
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.411	0.492

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.073	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.146	0.013
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.146	0.013
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.460	0.133
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.460	0.133
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.535	0.140
(ニ) 農事用電力 B		
契約電力1キロワット1日につき	2.762	0.251
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.233	0.021